

(案1)

# 令和6年度浮体式洋上風力導入促進事業（うちエネルギーの地産地消 を目指す地域における計画策定事業） 公募要領

令和6年4月  
環境省地球環境局

環境省は、浮体式洋上風力発電を活用して地域の脱炭素化ビジネス形成の環境を構築するため、浮体式洋上風力発電によってエネルギーの地産地消を目指す地域の各種調査や事業性・二酸化炭素削減効果の検証等を実施し、将来の導入に向けた計画策定を行う事業の新規公募を行います。

つきましては、下記の要領により、本事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

## 目 次

1. 本事業の目的と性格
2. 補助対象事業、実施期間、実施体制等
3. 補助金交付の要件
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

### 1. 本事業の目的と性格

我が国は2020年10月に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2021年4月には2030年度に2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。また、2021年5月には改正地球温暖化対策推進法が成立し、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律に位置付けられました。さらに「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年6月16日閣議決定）」においては、「再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組むこととされています。そのため、関係省庁・機関が密接に連携しながら、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率36～38%の確実な達成に向けて取組を進めていく必要があります。

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、とくに海に囲まれた我が国においては、再生可能エネルギーの中で最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の導入が、地球温暖化対策のみならずエネルギー安全保障の観点からも有益です。このため、こうしたポテンシャルを十分に活用していくことが重要になります。

浮体式洋上風力発電の導入に際しては、一定の設備利用率や面積等を確保できる海域が指向されるのに加え、浮体の係留索や設置に適した海底地形・海象条件等との適合、周辺地域を含めた需要先とのアクセスを踏まえた事業性や電力需要等を踏まえた出力変動対策、環境保全・社会受容性等の確保など多種多様な検討も不可欠であります。

本事業では、我が国における浮体式洋上風力発電の導入を加速するため、地域が浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すに当たって必要な各種調査や当該地域における事業性・二酸化炭素削減効果の検証等を実施し、将来の導入に向けた計画を策定することにより、地域における自立的な脱炭素化ビジネスの形成、ひいては第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）に掲げられている地域循環共生圏の構築を促進することを目的とします。

#### ○エネルギー対策特別会計による予算です。

本事業は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定による予算です。

特別会計に関する法律の規定により、用途は国内のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献するような再生可能エネルギーや省エネルギー等の技術開発・実証に限定されています。

このため、例えば、非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量の削減、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）の排出量の削減<sup>※1</sup>、森林などの吸収源、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する技術開発・実証は、本事業の対象となりません。

※1 エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量削減に関する技術であって、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出抑制にもつながるものは対象となります。

## ○採択に係わる手順について

公募により応募のあった事業を、書面審査の後、審査委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

## 2. 補助対象事業、実施期間、実施体制等

### (1) 本事業の対象について

浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献できるよう、浮体式洋上風力発電によってエネルギーの地産地消を目指す地域において、一定の設備利用率や面積等が確保されることや、浮体の係留索や設置に適した海底地形・海象条件等との適合性、周辺地域を含めた需要先とのアクセス性、環境保全の確保など、将来の導入に向けた計画策定（ただし、現時点での浮体式洋上風力発電の想定発電能力が30MW未満のものに限る。）に資する調査検討を行う事業であって、以下の要件を満たすものを実施する者の公募を行います。

採択に当たっては、審査委員会においてヒアリング審査等を行います。

(調査検討する事項等)

- ・ 対象区域の海底地形・海象状況などが浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消が可能であることを明らかにしてください。既存のデータ・文献等を用いる場合には、それらの出典・根拠を明らかにしてください。
- ・ 基礎調査（鳥類や魚類、漁業の実態等の文献調査や風況等のシミュレーション調査等）、海底地層調査（音波探査など）及び海底底質調査（底質の土砂採取・粒度分析及び海底面状況調査等）並びに必要に応じて風況調査（年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等）及び海象調査（波浪調査、流況調査等）等の実地調査を実施し、浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消が可能であることを明らかにするための調査をしてください。調査の実施の際は、適宜調査項目や手法等について環境省担当官と協議してください。
- ・ 地元関係者との合意形成を行うための協議会等を実施してください。
- ・ 浮体式洋上風力発電の導入計画を策定し、事業性・CO2削減効果を検証してください。
- ・ 本事業は、地域において浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すことを目的とするものであり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施可能性の検討を目的とするものではありません。

### (2) 事業実施期間等について

原則として2年以内とします。複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、初年度末に外部有識者から構成される審査委員会による中間評価を行うこととし、次年度の事業計画と併せて事業継続実施の可否について審査します。

なお、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、毎年度中間評価等の審査を行い、事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業の中止を指示することがありますので予めご了承ください。

### (3) 補助事業者の要件

申請にあたっては、以下の要件を満たすものとします。

- ① 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ② 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管

理能力を有していること。

#### (4) 事業の実施体制について

複数の者で本事業を実施しようとする場合には、当該者は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。ただし、事業の代表者は、原則地方公共団体（都道府県・市町村・特別区）としてください。例外として地方公共団体以外が代表者となる場合には、事業内容について地方公共団体に十分な説明を行い、地方公共団体との連携（地方公共団体の役割等）について協議を行い、協議結果がわかる資料（議事録等）の提出が必要です。

代表者は、応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、他の応募者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、応募者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整、円滑な事業実施のための進行管理を行っていただくことになります。

なお、共同で申請する場合には、以下の内容が含まれている申請者間で取り決めた契約書（様式自由）の写しの提出が必要です。

- ・ 申請者同士が連帯責任を負うことについて
- ・ 申請者間の役割分担の明確化について（代表者の選定も含む）
- ・ 補助事業に係る財産処分制限期間終了まで連帯責任を負い続けることについて
- ・ 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の脱退禁止について
- ・ 補助事業に係る財産処分制限期間終了までの構成員の破産又は解散時の分担業務完了方法について
- ・ 財産の適切な管理者及び財産の管理方法を明確化することについて

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や組織変更等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない事業者等を途中で追加する等の変更はできません。

### 3. 補助金交付の要件

#### (1) 応募できる事業者の要件

本事業に応募できる者は、下記に該当する者とします。

- ア 地方公共団体（都道府県・市町村・特別区）
  - イ 民間企業
  - ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
  - エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
  - オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - カ 法律により直接設立された法人
  - キ その他環境大臣が適当と認める者
- ただし、イ～カの事業者は代表事業者と共同で実施する場合にのみ申請ができます。

なお、上記の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・応募中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ次の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- ・ 事業の実施を所属機関等の業務（公務）として行うこと。（独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。）
- ・ 所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

#### (2) 採択件数・予算額・補助率について

- ①採択件数 1～5件程度※
- ②予算額 3億円
- ③補助率 補助対象経費の3/4以内

## ④補助上限額 3億円

※最終的な実施内容及び交付決定額は、「浮体式洋上風力導入促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業）審査委員会」における審査結果を踏まえて決定することとします。

## (3) 補助対象経費の区分

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成26年4月1日環地温発第1404013号））

## &lt;補助事業の経費の区分&gt;

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の両省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似

		一般管理費	<p>の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の合計金額に対して次表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>
	付帯工事費		
	機械器具費		
	測量及試験費		
設備費	設備費		
業務費	業務費		
事務費	事務費		

(案1)

号	区 分	率
1	5,000万円以下の合計金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の合計金額に対して	5.5%
3	1億円を超える合計金額に対して	4.5%

## 別表

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・期末の支払に要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
			雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。	

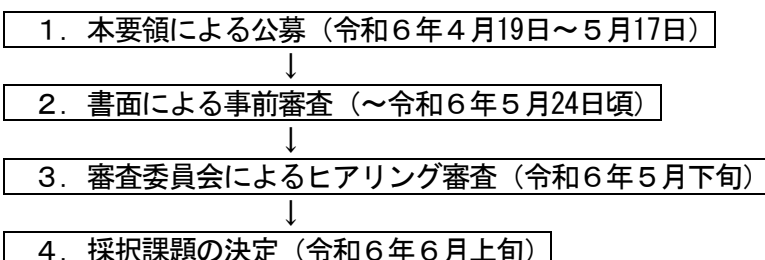


(4) 補助対象とならない経費

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設（簡易なものを除く。）にかかる経費
- ・ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ・ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費
- ・ 他の国庫補助金で補助対象となる経費
- ・ その他、事業の実施に関連性のない経費

#### 4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



○書面による事前審査について

応募課題については、本事業の要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価等について書面による事前審査を行った上で、審査委員会によるヒアリング審査にかける応募課題を選定します。

事前審査の結果は、令和6年5月下旬までに申請代表者に対して通知します。

この過程で、環境省から申請内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

○ヒアリング審査について

審査委員会でヒアリングを行います（その際には様式「【概要資料】令和6年度浮体式洋上風力導入促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業）」として提出いただいた資料で説明いただきます。）。なお、ヒアリングの日程や場所等については、書面審査を通過した事業者の方にのみ通知します。

また、審査委員会では以下の観点から、審査委員会においてヒアリングを行った上で採否等について審査します。a)～i)は10点満点とし、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。また、a)～i)の平均とj)の比率を1:1として、合計点を算出します。j)については、別途評価を行い、合計点が同一の事業者が複数あった場合には、この評価が高い事業者を優先的に採択します。

a) 申請内容の妥当性

本事業の目的、趣旨と合致しているか。とくに地元の関係者間の合意形成や社会受容の確保状況を適切に検討されているか。

b) 調査検討項目の妥当性

申請内容の調査検討項目について、浮体式洋上風力発電の設備等をエネルギーの地産地消を目的として当該区域に導入するために必要かつ十分なものが検討されているか。

c) 技術の妥当性

調査検討で用いる技術や手法等について、実用性、汎用性、確実性が見込めるか。

d) 社会的意義

地球温暖化対策を推進する上で社会的・経済的・行政的な必要性が高いか。

e) 実施体制

事業実施体制が妥当であるか。事業実施に当たり必要な体制が実施体制内（または協力事業者・フィールド提供者等として体制外）に用意されているか。実施体制外で事業実施に必要な者との連携がどの程度確立しているか（特に、各種法令に基づく区域（以下、法定区域という）を利用する場合、当該区域の管理者と調整しているか。）。

f) 実施計画

実施計画・内容は妥当であるか。既往の調査文献・データ等の活用を図りつつ、十分な調査期間が設けられているか。

g) 目標設定・達成可能性

事業の成果の目標（各年度及び事業終了時）並びに二酸化炭素削減効果の見通し（2030年時点）の設定は妥当かつ十分であるか。また、設定の根拠が適切であり、目標の達成が見込まれるか。

h) 事業化・普及の見込み

当該区域において、将来的にエネルギーの地産地消を目的とした浮体式洋上風力発電を用いた事業化や早期普及に貢献すると見込まれるか。

i) 事業の内容

風況調査及び海象調査の実地調査を実施するものについては、加点评価をする。

j) 総合評価

a)～i)の観点に加え、k)等の観点も含めた総合評価。

k) 経費の妥当性

事業の目標を達成するために十分であるか、また、過剰に計上していないか。事業費と比較して将来的に見込まれる二酸化炭素の削減量は妥当か。（妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の3段階）。

○採択事業の決定について

事業の採否及び補助額の決定は、審査委員会による審査を基に行います。採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

## 5. 応募に当たっての留意事項

(1) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の事業（令和6年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。（問い合わせ先は「7. その他」参照）

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 法定区域利用の調整

法定区域を利用する申請を行う場合、当該区域の管理者と事前に調整ください。採択後であっても、法定区域の管理者と調整未了であることが判明した場合は、採択を取り消すことがあります。

(3) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更する場合（各配分額の15パーセント以内の流用増減を除く。）、補助事業の内容を変更する場合、補助事業を中止又は廃止しようとする場合、事前に計画変更承認書を大臣に提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変更を行った場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。

(4) 代表者の変更等の措置

代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認

を得ていただきます。

(5) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、補助金交付決定の取消、補助金の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(6) 経費の適正な管理について

各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(7) 事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。

(8) 繰越明許制度について

補助対象経費は、年度ごとに当該年度分の経費の額を決定します。ただし、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に完了しない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められ、財務当局の承認が得られた場合には、当該業務を翌年度へ繰越すことができます。

- ① 計画に関する諸条件 (公共施設の管理者等との調査場所や導入する設備の種類に係る調整に時間がかかるなど、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合)
- ② 設計に関する諸条件 (審査委員会の意見を聞いて調査内容等を決定するため、計画段階において、新たに条件・装置等の仕様を再検討するといった不測の事態が発生する場合)
- ③ 気象の関係 (調査等を開始したのちに、風雪により、作業が難航するなど、作業にあたって不測の日数を要する場合)
- ④ 資材の入手難 (風況等の調査に使用する機器の汎用機が少なく、必要な資材の確保が困難な場合)

(9) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしています。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や事業者に発表いただく場合、環境省を通じて採択事業者間での成果の共有等をしていただく場合がありますので、ご了承ください。環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

また、上記に限らず、本事業の実施内容については国内外を問わず積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、事前に環境省に必ず確認する必要があります。実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守の上、環境省「令和6年度浮体式洋上風力導入促進事業(うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業)」によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。環境省の補助事業であることから、他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

(10) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、また事業完了後の浮体式洋上風力導入に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出等を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

## 6. 応募書類及び手続

(1) 応募資料について

① 応募様式

PDF等に変換せずに環境省のメールアドレス (chikyu-jigyo@env. go. jp) に送付してください。

② 概要資料

PDF等に変換せずに環境省のメールアドレス (chikyu-jigyo@env. go. jp) に送付してください。

③ 承諾・承認書

提出は、データを環境省メールアドレス (chikyu-jigyo@env. go. jp) に送付してください。

④ 申請者概要資料

申請代表者は直近の過去3年分の財務状況がわかる資料(財務諸表等)を提出すること。さらに共同実施者は当該組織のパンフレット等の概要がわかるもの及び直近の過去3年分の財務状況がわかる資料(財務諸表等)を提出すること。共同で申請する場合には、申請者間で取り決めた契約書(様式自由)の写しも提出してください。

なお、地方公共団体以外が申請代表者となる場合には、地方公共団体との協議結果がわかる資料(議事録等)を提出し、当該資料には、協議を行った地方公共団体の担当窓口(地方公共団体名、担当部署、担当部署の代表者、担当者、連絡先等)を明記してください。

メール又は郵送で提出してください。送付先は「7. その他」の環境省の連絡先を参照してください。

⑤ 補助対象経費に係る参考見積等

メール又は郵送で提出してください。送付先は「7. その他」の環境省の連絡先を参照してください。

上記①～⑤の5つの提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とはみなしませんのでご注意ください。また、応募書類の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

(2) 提出期限

締切：令和6年5月17日(金) 17:00(郵送の場合は当日消印有効)

(3) 注意事項

・ 応募書類様式のダウンロード	・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
・ ファイル種別	・ 応募書類は以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示できない場合がありますのでご注意ください。 ○ Word 2010以降 ○ Power Point 2010以降
・ 画像ファイル形式	・ 応募書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ(例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等)を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
・ 応募書アップロード	・ 応募できるファイルの最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは「環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室」へ問い合わせてください。

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 応募書の修正</li><li>・ 受付状況の確認</li><li>・ その他</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 応募書類は、期限後の修正を受け付けておりません。不備がある場合のみ当方から連絡します。</li><li>・ 応募書類の受理確認は、電話で行ってください。</li><li>・ 申請者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いいたします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。</li></ul>
--	---

## 7. その他

公募全般に対する問い合わせは、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「令和6年度浮体式洋上風力導入促進事業（うちエネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業）」としていただきますようお願いいたします。問合せに対する回答は、期日後に一斉に行いますので、お待ちください。電話等での対応はいたしません。

<問い合わせ先>

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

E-mail : chikyu-jigyo@env. go. jp

**【受付期間】 令和6年4月19日（金）～令和6年5月17日（金）17時必着**

## 別紙. 補助事業における留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、この補助金の交付要綱及び実施要領、環境省所管の補助金等に係る事務処理手引（平成28年4月環境省大臣官房会計課）に定めるところによることとします。

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。なお、消費税相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出していただきます。

#### (2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給及び同法施行令第2条に掲げる給付金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間、保管しておく必要があります。

#### (2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業の完了から起算して1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

#### (3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

#### (4) 取得財産の管理について

(案1)

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す（廃棄を含む。）こと等をいう。）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。また、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めます。

また、上記の取扱いは、今後変更する場合がありますので、事業実施に当たっては、必ず交付要綱及び実施要領をご確認ください。

4. 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に関わる経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、ほかの合理的な説明を持って原価と認める場合があります。